

注意事項等説明書

別紙

工事名 ○○工事

1. 記載内容の確認について

指名通知書に記載された商号又は名称、所在地、代表者職氏名は、本町に届出されたものですが、間違いがあった場合はご連絡ください。

2. 入札書について

入札書は、郵送されたものを必ず使用してください。また、金額の訂正は認めませんのであらかじめ入札書を複写しておき、記入を誤った場合は、新しい用紙を使用してください。

3. 入札について

(1) チェックシート：郵送時には、必ず「チェックシート」で確認してください。

(2) 入札方法：熊取郵便局留めの一般書留又は簡易書留のいずれかの方法のみとなります。必ず郵便窓口で提出し、ポストには投函しないでください。郵送に係る費用は入札参加者の負担です。

※ 熊取郵便局に書留郵便等を提出しても、当該郵便物は原則日本郵便株式会社 泉佐野支店を経由します。郵送に係る時間を考慮し余裕をもって郵送してください。また、郵便局での書留郵便等の保管期間は10日間です。

※ 郵便局から交付される「差出控え」は、開札が終了するまで保管してください。なお、郵便物の配達状況は、郵便物の受領証に記載されている引受番号を用いて、ゆうびんホームページ又は郵便局への電話で確認してください。

(3) 入札回数：1回です。

(4) 工事費内訳書：工事設計図書等の中で送付しているものです。

工事費内訳書の工事価格と入札書の金額は同額としてください。

工事費内訳書は入札書と共に内封筒に封入してください。入札書と同じ商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。

(5) 領収証書：送付した入札関係書類代金の領収証書の写し（収納金融機関・収納日が確認できるもの）を外封筒へ封入してください。

領収証書が封入されていない入札は無効となりますのでご注意ください。

4. 契約保証金について

(1) 保証額：契約代金の額の100分の10に相当する額以上

(2) 方法：納付方法については、競争入札参加者心得に記載

5. 誓約書の提出について

暴力団排除条例、暴力団排除規則及び熊取町契約関係暴力団排除措置要綱の施行に伴い、熊取町と契約を締結する受注者及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となる場合があります。

(1) 誓約書の提出が必要な場合

受注者が、熊取町に入札参加資格の無い業者と下請負契約を締結する場合。

(※下請負契約金額が 500 万円未満の場合は提出不要です。)

(2) 誓約書を提出しない場合に対する措置

受注者が誓約書を提出しない場合には、当該契約を締結しません。

また、受注者及び下請負人等が誓約書を提出しない場合は、熊取町入札参加停止要綱に基づき入札参加停止措置を行います。

6. その他

(1) 入札の延期、中止並びに失格及び無効について

競争入札参加者心得に規定していますので、ご確認ください。

(2) 入札に係る費用負担について

入札を辞退した場合や入札が中止となった場合でも、入札参加に要した費用等は入札参加者の負担とします。

(3) 賠償額の予定等

当該入札に関し談合等不正行為が明らかになった場合、違約金等の請求を行います。

(契約条項は熊取町役場本館 1 階住民情報コーナーにて閲覧できます。)

(4) 本町発注工事の受注・施工について

公共工事の施工にあたっては、建設業法をはじめとする関係諸法令により、遵守すべき事項が定められています。

本町発注工事の受注・施工にあたっては、建設業関係諸法令に則った技術者等の配置により、施工体制を確立し、適正な施工をお願いします。

(5) 委任状等の様式について

委任状、入札辞退届の様式については、本町のホームページからダウンロードしてご使用ください。